

平成 30 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 M & A セ ン タ ー
代 表 者 役 職 名 代 表 取 締 役 社 長 三 宅 卓
(コード番号：2127 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 副 社 長 管 理 本 部 長 檜 木 孝 磨
(TEL 03-5220-5454)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）（実質的には平成 30 年 3 月 30 日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	:	81,882,600 株
②今回の分割により増加する株式数	:	81,882,600 株
③株式分割後の発行済株式総数	:	163,765,200 株
④株式分割後の発行可能株式総数	:	288,000,000 株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は平成 29 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数により記載しているものであり、新株予約権の行使により変動する可能性があります。

3. 日程

(1) 基準日公告日	平成 30 年 3 月 14 日（水曜日）
(2) 基準日	平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）
(3) 効力発生日	平成 30 年 4 月 1 日（日曜日）

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、平成 30 年 4 月 1 日（日曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 第 5 条の変更の効力発生日を定めるため、附則 3 を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。（下線部分に変更箇所となります。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>144,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>288,000,000</u> 株とする。
(新設)	附則 <u>3</u> <u>第 5 条の変更の効力発生日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。なお、本附則 3 は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

〈ご参考〉

1. 今回の株式分割に際し、当社の資本金の額の変更はありません。
2. 今回の株式分割は平成 30 年 4 月 1 日（日曜日）を効力発生日としておりますので、平成 30 年 3 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。
3. 今回の株式分割に伴い、当社が、当社取締役、当社グループ従業員に対し発行している募集新株予約権（有償ストック・オプション）の新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を、平成 30 年 4 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

銘柄名	調整前	調整後
平成 24 年 2 月 9 日及び平成 24 年 2 月 10 日の取締役会の決定に基づく新株予約権	315 円	158 円
平成 27 年 4 月 9 日の取締役会の決定に基づく新株予約権	2,163 円	1,082 円
平成 29 年 10 月 30 日の取締役会の決定に基づく新株予約権	5,490 円	2,745 円

4. 株主優待制度に関しましては、従前通り、毎年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に記載または記録された 1 単元（100 株）以上を保有されている株主様を対象といたします。

以 上